

令和 8 年度 第 1 回羽曳野市立図書館協議会会議録（要録）

日 時：令和 8 年 7 月 7 日（火）14 時 00 分～15 時 00 分

場 所：羽曳野市役所 別館 3 階会議室

出席者：（委員）木下会長、前田副会長

植田委員、菊川委員、木下委員、黒川委員、清水委員、菅谷委員、濃野委員、松本委員、前田委員（五十音順）

（教育委員会）藤田生涯学習部長

（事務局）竹中中央図書館長、藤本陵南の森図書館長、花川主査、
岩佐行政職専門員

欠席者：青木委員

傍聴者： 2 名

●委属状交付式

生涯学習部長より委属状の交付（任期：令和 8 年 6 月 1 日より令和 9 年 5 月 31 日）

●開会

部 長：（教育長挨拶を代読）

事務局：会議録の要録を WEB 及び中央図書館にて紙ベースで公開するとともに、会議を録音することを報告。出席委員の紹介、出席者 9 名で協議会成立の報告、配布資料の案内、事務局職員の紹介。

会 長：よろしくお願いいたします。

この羽曳野市の図書館協議会に関わらせていただいてから 2 年となります。

私は大学で図書館司書課程の教員をしております。「司書になりたい」という学生たちの思いを背負い、司書養成の授業をしております。大学教員になる前は、長年現場にもおりましたので、どちらかといいますと、図書館さんサイドでいろいろ協議会を運営することになるかと思いますが皆様どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：傍聴者 2 名に入場していただくことを会長へ確認、議事進行の交代

●令和 7 年度図書館業務活動報告

会 長：令和 7 年度図書館業務活動報告の説明をお願いいたします。

事務局：「令和7年度図書館業務活動報告書」に基づき説明。

会 長：ありがとうございました。

今のご報告を受けてのご質問等もおありかと思いますが、まず事前にいただいた質問についての回答をお願いいたします。

事務局：それではいただきました質問に対して、お答えを申し上げます。

（質問1）電子図書館サービスの利用促進について18ページには令和4年10月から導入開始となっていますが、今年度しか記載がないようです。

推移及び充実策として具体的な予定、数値目標についてお聞かせください。

（回 答）電子図書館は、時間を選ばず、図書館に行かなくても本を読むことができる便利さを備えています。コンテンツについては大変高額なものも多く、また人気の新刊などは紙ベースのものが多く、電子で入ってきにくいというデメリットがあります。充実策として、電子ならではの音の出る絵本等子ども向け絵本を導入するなど、今まで購入していないコンテンツの購入を行い、購入後に周知の予定です。

また、コンテンツにつきましては、予算に限りがありますので、他市で行われている、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの利用も今後検討していきたいと考えております。電子図書館の利用促進については、大きな数値目標を立てていませんが、前年度を超えられるように新規登録やカード更新時に窓口等でアプリや電子図書館の利用を促しているところです。また、現在、学校司書の方あてにアンケートを実施しており、どのような電子コンテンツに興味を持っているのか、子どもたちが興味のあるジャンルなどを聞いているところです。

前回の「令和6年度図書館業務活動報告書」より、コンテンツ数と延べ回数につきましては、単年度の数字で掲載しておりましたが、委員のご意見を踏まえ、令和8年度図書館業務活動報告書の作成時には推移がわかる形に変える方向で考えております。

（質問2）ブックスタート事業の充実策として具体的な予定はありますか。

（回 答）ブックスタート事業は、4か月児健診を迎えた赤ちゃんに絵本をプレゼントし、保健センターの一室をお借りしてボランティア団体さんによる読み聞かせも体験できる事業となっております。充実策としては、読み聞かせに一組でも多くの方々にお立ち寄りいただけるよう、更に積極的な声掛けなどを行ってまいります。

(質問3) 誰もが図書館を活用できるようにするためのサービスについて、30代から50、60代の働く世代の利用を増やす企画について。

(回答) 今年は大人の方も図書館見学や貸出体験ができるイベント企画をしています。普段できない体験をしていただくことによって、もっと図書館のことを深く知っていただき、それが図書館の利用に繋がっていけばと考えております。

(質問4) 図書館陵南の森図書館の正規職員の有資格者の人数は。

(回答) 2名とも有資格者となっております。

(回答5) 令和8年度予算の図書館総額より資料費を引いた数字が人件費となりますか。

(回答) 図書館の予算はいろいろな項目で成り立っていますので、総額から資料費を除いても人件費だけとはなりません。人件費以外には図書館システムの利用に係る費用や委託料、消耗品費や修繕費なども含まれております。

(質問6) 電子図書館電子書籍の令和7年度決算見込みは88万2千円ですが、全体に対する利用率の割合、利用者の年齢層は。

(回答) コンテンツ数の合計は1万1,797コンテンツで、閲覧回数と貸出回数で計算しますと約74%となります。

ただし、閲覧だけで貸出のない人、いきなり貸出の人などが含まれている形になります。また、利用者の年齢層については50代の利用が一番多く、続いて40代、30代の順となっております。

(質問7) はびきの電子図書館コンテンツにおいて、期間限定型、読み放題型についての違いを教えてください。

(回答) 期間限定型とは限られた期間内で貸出ができるものです。回数制限のあるものも含まれます。期間内読み放題型とは期間内であれば冊数の制限がなく、また誰かが借りていても借りられるものを指します。また、回数の制限はございません。

(質問8) 電子図書館コンテンツについて、独自資料コンテンツとはどのような資料なのか、また誰が作成しているのですか。

(回答) 独自資料としては郷土資料、広報はびきのなどの資料や市が発行した計画などを指します。それぞれは羽曳野市教育委員会や羽曳野市各担当課が作成したものが多いです。

(質問9) WEBの貸出はどこで行っていますか。また、どのような貸出のことですか。WEBで広域や団体とありますが、どのような貸出ですか。

(回 答) WEB は、OPAC を含むネットを指しています。利用者自身が PC 等で継続延長した場合の件数となります。WEB で広域とは広域貸出の方々を指します。羽曳野市と広域貸出の提携をしている 12 市町村の方々が利用された数で、貸出の種類は継続延長となります。

(質問 10) 14 ページの WEB についてどのような利用状況なのか、利用方法について知りたいです。

(回 答) 利用状況としては、WEB やスマホを利用して、ご自身で貸出延長された数が反映されております。利用方法につきましては、WEB やスマホの画面からマイページに進んでいただき、貸出中一覧の画面から延長したい資料を選択し、延長ボタンを押すだけです。図書館に出向くことなく、延長ができる便利な機能です。

(質問 11) パスワード登録件数とアプリのダウンロード数が増えれば、予約も貸出冊数も増えるのではないかと思います。図書館ではどのように分析されていますか。WEB やアプリの利用を促す、さらに使いやすくするような企画はありますか。

(回 答) 新規登録やカード更新の際には、必ずアプリや電子図書館の利用についてご説明しておりますが、PR 不足はあると認識しております。
貸出延長やネット予約も時間を気にせずにご利用いただけるアプリについては、折角導入していますので、今後も PR を続けて参ります。
委員がおっしゃるように貸出冊数の増加も大切な指標となりますが、図書館に足を運んでいただけるよう、各種イベントの開催にも力を入れております。その際にも WEB やアプリの利用を促せるように工夫して参りたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。

事前にご質問いただいた件につきまして、今のご説明で何かございませんか。

事前質問以外に、本日のご報告等をお聞きになって、皆様の方から他にご意見やご質問はございませんでしょうか。

休止していたブックスタートが再開したことや電子書籍の今後の PR 方法などのご質問で更にご報告の内容が深まったかと思います。ありがとうございました。

他の皆様いかがでしょうか。

委 員：1 つだけ聞きたいことがあります。17 ページの学校への貸出状況ですが、小学校は結構多いのですが、中学校になるとガクンと減っているところがあると思うのですが。中学校の貸出が少なくなる理由は何でしょうか？

事務局：今のご質問について、各小学校には学校司書さんを配置しておりますが、中学校へは、各曜日に応じて、小学校の司書さんが中学校へ回っていただいているということもありまして、この冊数になっているのだと思います。順次年度を重ねるごとに増えてきているかとは思いますが、各学校もそれぞれ努力しながら、図書館の利用の促進をさせていただいているような状況です。

会 長：学校司書の配置は中学校へ兼務の形になるのですね。

今のご説明で、やはり小学校の方に司書がおられる。図書館には司書がないといけない、ということをお大変感じました。ありがとうございます。
他ご質問いかがでしょうか。

委 員：電子図書の件です。読みたい本を検索したら電子図書しかなく、それを借りて、スマホで読みました。ですが、電子図書は慣れないです。紙の本じゃなくてスマホは、字を大きくするとちょっとしか読めないし、小さくすると見えづらく読みにくく、結局返却をしてしまったという経緯があります。しばらくしてから、その電子図書をまた借りて前回の続きを読もうと思ったら、もうなかったということが。
なんというのか、期限限定型っていうのは、そういうことになってしまう。回数が決まっているものは、次も借りられないということになってしまうのが、とても残念だなと思います。

事務局：おっしゃるとおり、期限が決まっている分は、その期限が来るともう読めなくなってしまう。そして回数も期限前に回数に達すると読めなくなってしまうような貸出の回数が決まっているものもあります。

会 長：電子図書館のちょっと残念なところになると思います。

電子図書の中でも期限のないものも数あると思います。でもお読みになりたいものが、そういう期間や回数制限のないものであれば・・・。

紙の本は、委員がおっしゃったように一旦購入すると廃棄の対象にならない限り蔵書があるのですが、電子図書館っていうのは、まず購入っていうよりも契約ですね。その提供者と契約し続けないとそれが読めないということです。それと期間限定型だけではなく、ライセンス販売型とか。また電子図書は、すごく単価も違います。電子図書館については、やはりそれぞれの市でも充実させていただくことも必要かと思うのですが、今、委員がおっしゃったように「もう期間限定で読めない」というときに、私のおすすめは大阪市立中央図書館の電子図書館です。こちらは、電子図書館の手続きの際に1回だけ西長堀にある大阪市立図書館へ行かないといけません、大阪府在住在勤とか何にも問われないのです。

非常に電子図書館のコンテンツも多いので、ぜひ羽曳野市の図書館のコンテンツと併用して、大阪市の方も活用なされるとそれは大阪市立図書館にとってもありがたい、嬉しいことだと思います。

他は、いかがでしょうか。

委員：活動報告書の中には記載がないことで、お伺いしたいことがあります。図書館のイベント等で、おはなし会とかのイベントを羽曳野市の LINE でお知らせっていうのを一昨年ぐらいからしてらっしゃって、私たちのおはなし会とか様々なものも載せていただいていたときもあるのですけれども、その取り扱いができる職員の方が限定されているとお伺いしました。お休みされていたときには、図書館のイベントについての LINE でのお知らせがなかったということがありました。おはなし会を古市図書館でさせていただいたときに「今日は LINE でのお知らせができなくて」ということをおっしゃったので、イベントに関しては、お知らせがちゃんとできるような、そういうシステムがあればいいなと感じましたが。

事務局：ご意見ありがとうございます。

お知らせの件について、ご迷惑をおかけいたしました。

LINE 投稿が出来ない際には、X、Instagram やホームページなど、他でその時はフォローさせていただいていました。LINE 投稿についてはご迷惑をおかけいたしました。

ただ、各種イベントについては、現在も、X、Instagram、ホームページでも継続して載せており、としょかんだより『たけのこくん』でも周知はさせていただいております。

委員：LINE だと、当日に入ってくるので、その日の予定が空いていて「おはなし会があるのであれば行くわ」って言うてくださった方が割といらっしゃいました。実際、LINE でお知らせしていただいたときに「今日は、たくさん来てくれた」と思ったら「LINE 見ました」という方がいらっしゃったので、やっぱり前もって予定に入れてなくても、その日の予定で割と来る方が多くて、かなりの効果があるのだなと実感しました。図書館の他のイベントに関してもそういうこともあるかなと思いますので、またよろしくお願いいたします。

会長：ご意見で、LINE 発信の効果があったということが実証されましたので、SNS の発信も欠かせないことです。運用体制はいろいろあったかと思いますが、効果があったということですので、続けて改善していただければと思います。

他に何かお気づきのことがありますか。

委員：事務局の方をお願いなのですが、今日の事前質問に対して（回答を）口頭で説明さ

れているのですが、回答も概要を書いてもらえたらと思います。

聞きながら書き取るのって、なかなか難しいと思うので。事前質問の回答をここに付けていただいたらちょっとわかりやすいかなと。

仕事がちょっと増えて大変だと思うのですが、次から事前質問があった場合は回答を横につけてもらうのは無理ですか？つけていただくとちょっと楽かなと思っています。

会 長：口頭ほど詳しくなくてもいいですので、概要で結構ですので、次回ご検討いただくということでよろしくお願いいたします。

他お気づきの点ございますか。

委 員：WEB で本を予約してから、図書館へ取りに行けるのが大変ありがたくて感謝しています。なかなか出にくい人にとって、図書館まで足を運ばなくても、WEB でいろいろ本を探せて、予約ができるし。私もずっとそれで利用させていただいているのですけれども。メールで中央図書館等にある資料を、私は MOMO プラザで受け取っています。「（予約資料が）入りましたよ」という通知のメールをいただき、その時に「届いたのか！」と喜んで図書館へ行って。最初は（MOMO プラザは）休館日が金曜日なので、そこを外して行ったりしていたのですけれども、この間、休館日を外して行ったのですが、本の整理日で図書館が閉まっていたのですね。例えば月末の何日とか何曜日とか休館日が決まっていたり、蔵書点検は頭にあるのですけれども。メール、もう消去したのですが「何日から何日までは点検のため閉館しております」という一文があったかどうか。そういう一文とか入れていたら、わかりやすくてありがたいかなと思って。そういう人、他にもたくさんいると思います。

それからもう 1 点、この間、中央図書館へ本を見に行った際に、盗難の被害があるって張り紙があったんです。図書館でもやっぱりあるのかと思って。今までそんなことを、聞いたことはあんまりなかったのですけれども。

なんか料理の方がたくさん盗難の被害にあっているということを目にしまして。

どのくらいの被害があるのかとか、対策についてちょっとお聞かせいただけたらと思います。

会 長：2 点ご質問いただきましたのでお願いいたします。

事務局：ご質問ありがとうございます。

WEB 予約をご利用いただいているということでありがとうございます。

1 点目の方になりますが、予約メールは定型文の自動配信になっているので、その文面自体の変更は難しいように思います。蔵書点検については図書館で予約本を受

け取る時とか何かでご利用の際に目につくように、蔵書点検の期間はかなり前から周知はさせていただいています。

それから２点目、本の盗難のご心配をいただきましてありがとうございます。

実はかなりの本がなくなっていることから、あれを表示させていただいているのですが、ちょっとどのぐらいの被害かは今わかりかねます。料理の本に関しては中が切り取られていたりとか、不完全な状態で返ってきたり汚れたりとか、ページが切られたりとかというのは、他の本でもあるのですが、料理の本は顕著に多いです。返ってきたときには注意して見ていますが・・・。

利用者が借りるときに自分のかばんに一旦入れてからカウンターへ貸出に行く方が一定数いらっしゃるので、その場でかばんに入れたからといってそれがすぐ盗難というわけではなく、カウンターに行くためにかばんに入れる方がいらっしゃいます。そのまま帰られたらそれは盗難になりますが、どういう状況で盗まれているのかは把握できていないです。

ただ、結果的にないという、例えば予約がついたときに、本来あるはずだけれど探しに行ったらなかったと。探し回ってもらってなかったみたいなことで、これ盗難か、みたいな話になることがあります。

会 長：図書館の司書課程の科目とかでは、紛失率をゼロにすることはできないけれど、限りなく利用し、あるはずのものを OPAC で調べて、あるはずのものが書架になかったということで、これは利用者にとってのサービス低下になりますから。決して看過してはいけないのですけど、ただよく研究者の方が長年おっしゃるのは、利用されている図書館ほど、やはり紛失率はある程度上がってしまうということです。BDS がないので、なかなか、館長がおっしゃった、貸出後で貸出手続きはするけれども一旦かばんに入れられてというようなところで個々への注意喚起をするわけにもいきませんので、本当に良心にゆだねるしかないのですが、私の地元の図書館も BDS がなくて、いつも大丈夫かなと思って利用しているのですけれど。やはり紛失率はある程度、もう仕方がないことだととらえられているそうですけれども、どうですかね。

事務局：カートや籠はあります。だから大量に借りられる方、児童書とか料理の本とか、たくさん入れないでも貸出のカウンターに戻ってこられる方もあるのですけれど、全員がカートを使ってくださるわけでもなく、という状態ですね。

会 長：図書館を活用しておられる方ほど図書館の他の利用者の方も大事にしてくださったらいのですが。本は市民の大事な財産です、とかなんかそんな感じで、何かイベントのたびに、お伝えしていただいたり、ヘビーユーザーであっていただきたいのですけれど。どこの図書館さんも課題ととらえられているようです。今後またい

ろいろ知恵を出し合って、図書館の方や利用者にとって、やはり財産ですので、皆様も何かお知恵がありましたら、協議会でも「こんなことしたらどうですか」みたいなこともまた、ご意見を発信していただければと思います。

では、皆様いろいろたくさんの意見をいただきましてありがとうございます。

業務活動報告について、他にご意見ご質問がないようですので、本日の会議、議題は、この報告についての意見交換、ご意見、ご質問ということでしたので、会議のほうはこれで終了させていただきます。

では進行を事務局にお返しいたします。

事務局：ありがとうございます。

最後に生涯学習部長よりご挨拶を申し上げます。

●閉会

（生涯学習部長 挨拶）

事務局：これをもちまして令和８年度第１回羽曳野市立図書館協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。